

茨木市規則第 7 号

茨木市廃棄物減量等推進審議会規則

(趣旨)

第 1 条 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成19年茨木市条例第18号。以下「条例」という。)第 9 条第 5 項の規定に基づき、茨木市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、産業環境部において処理する。

(秘密の保持)

第 5 条 審議会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年 7 月 1 日から施行する。